

税の納付 忘れていませんか

市税の滞納処分を強化しています



市の財政は、市民の皆さんからの市税などで賄っています。市税は、教育・福祉などの住民サービス、道路整備や公共施設の維持管理などさまざまな事業を進めるうえで大切な財源であり、安全で快適な生活をするために欠かすことのできないものです。

市税の滞納が増えると、市の財政を圧迫し住民サービスの低下につながり、市民の皆さんの生活に影響します。また、納期限内に納税している大部分の納税者との公平性を欠くこととなります。

市では、市税の確保と税の公平性を保つために、滞納者に対し財産の差し押さえなどの滞納処分を積極的に行なっています。

滞納は損するじょうぶがり

市税の滞納は納期限の見落としや納付忘れ、口座の残高不足など、ちょっとしたきっかけから始まります。また、借金などの返済を優先し税金の納付を後回しにして滞納になることもあります（地方税法第14条「税金はすべての債務に優先する」と定められています）。

そのまま納付せず放置していると、延滞金が発生し、余分な納付の義務を負うこととなります。また、地方税法では「滞納となつて税金は納税義務者の財産を差押処分することにより徴収しなければならぬ」と定められており、貴重な財産を差し押さえられ、経済的な不利益や、社会的信用を失うことにもなりかねません。

滞納処分とは

滞納者の財産を差し押さえて強制徴収するものです。滞納処分は国税徴収法の規定に準じて行なわれるため、本人の承諾は必要ありません。

滞納処分の対象となる財産

- ・債権
預貯金・給与・年金・生命保険
所得税還付金・売掛金・賃料など
- ・不動産
- ・自動車
- ・動産
など



市税の滞納処分の状況

区分	差し押さえ件数(件)			
	H24	H25	H26	H27
債権	328	356	300	110
不動産	8	0	7	1
家宅搜索(動産)	1	1	10	39
合計	337	357	317	150

※平成27年度は9月30日時点

市税の収納率（現年度課税分）

区分	収納率(%)		
	H24	H25	H26
個人市民税	98.5	98.8	98.8
法人市民税	99.9	99.7	99.9
固定資産税	98.7	98.3	98.8
軽自動車税	97.8	97.9	98.0
国民健康保険税	91.3	92.5	92.8

滞納処分の流れ

1 納期限

納期限を確認し、早めの納付をお願いします。納付忘れのない口座振替が便利です。

※広報紙のお知らせカレンダーにも納期限を掲載しています。

年度	平成27年度
科目	国民健康保険税
期別	6期
納期限	平成27年11月30日
納付額	円

4 財産調査

国税徴収法第141条から第147条に基づき、官公庁・金融機関・勤務先・生命保険会社・滞納者の財産を占有する第三者などに対して財産調査を行ないます。また、必要に応じて家宅搜索を行ないます。



家宅搜索

5 財産差押

財産調査により発見した財産（不動産・預貯金・給与・生命保険など）を差し押さえます。また、家宅搜索により動産や自動車を差し押さえます。



自動車差押
(タイヤロック)

6 換価

差押財産は債権の取り立てや公売により換価し、滞納税に充てます。

滞納処分は、滞納者に事前に連絡や了承を得ることはありません。滞納金がなくなるまで何度でも行ないます。

information

菊池地域合同公売会を開催しました

8月30日、御代志市民センターで菊池地域合同公売会を開催し、液晶テレビや日用品など出品数230点のうち178点を売却。340,182円を滞納税に充てることができました。



九州市町村合同公売会in宗像

九州市町村合同で差押財産の公売会を開催します。出品数500点。本市からも出品します。

とき 11月21日(土)
受付・開場 午前9時15分

ところ 宗像ユリックス イベントホール
福岡県宗像市久原400

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

インターネット公売 官公庁オークション

差押財産をインターネット上で競り売りにより売却し、その売却代金を滞納税に充てます。

※詳しくは、市ホームページか「Yahoo!オークション 官公庁オークション」をご覧ください。



平成28年
1月24日(日)
合志市で公売会
開催予定

滞納は放置せず 早めの相談を

災害や盗難、病気、事故、失業、事業の休廃止などのやむを得ない事情で納期限内の納付が困難な場合は、一人で悩まず、早めに税務課までご相談ください。生活状況などを聴き、納付計画を作成します。

● 問い合わせ先

税務課 収納班(合志庁舎)
☎(248) 1114

● 合志市消費生活センター

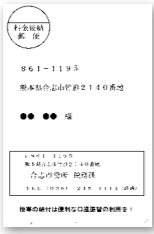
(合志庁舎2階 総務課内)
☎(248) 5442

また、生活上の困りごとや不安などは「安心サポート合志」に、多重債務など消費生活上の問題は「合志市消費生活センター」にご相談ください。

● 合志市生活支援相談センター

安心サポート合志(西合志庁舎3階)
☎(242) 9020

3 催告
電話・文書などで納税の催告を行ないます。



2 督促
納期限内に納付がない場合、納期限経過後20日以内に督促状を送付します(督促手数料がかかります)。また、納期限の翌日から延滞金が計算されます。